

中山間地域農業直接支払事業対象地域(旧市町村の区域)の状況

区 分		上段:現行基準 下段:新基準			
		第2期対策	第3期対策	増 減	
○ 対象地域(旧市町村)の状況	法指定地域 A	215	223	8	
	知事特認地域 B		100	△58	
		基準① (農林統計上の中山間地域)	68	55	△13
		基準②a (法指定地域に隣接する要件を満たす旧市町村)	81	53	△28
		基準②b (法指定地域に隣接しない要件を満たす旧市町村)	9	17	8
		対 象 地 域 C(A+B)	373	348	△25
	(対 象 外 地 域) D	35	60	25	
	計 E(C+D)	408	408	0	

(注)旧市町村の区域は、昭和25年2月1日現在の市町村の区域である。

現行基準: 農林業従事者割合(新市町村単位)
新基準: 農林業従事者割合(新または旧市町村単位)